

オーストリア(ハプスブルク帝国)における立憲主義の展開
—1848年～1851年 初期立憲主義の確立—

奥 正 嗣*

The Constitutionalism in Austria (Habsburg Empire)
— 1848~1851 The Beginning of Constitutionalism —

Masatsugu Oku*

Abstract

This paper examines Constitutionalism and its development in the Austrian Empire in the 19th century.

The Empire established two constitutions and drafted another between 1848 and 1849. These are *Die Pillersdorfsche Verfassung*, *Die oktroyierte Märzerfassung* and *Der Kremsierer Entwurf*.

Despite imperfections, they proclaim the separation of power and the sovereignty of the people and guarantee human rights.

They were adopted in succession and formed the basis of not only the 1920 Austrian Federal Constitution, but also the current Austrian Constitution.

キーワード

オーストリア憲法・立憲主義・ハプスブルク帝国

目 次

- I はじめに
 - 1 概観および問題提起
 - 2 概念の説明
- II 絶対主義時代、「3月前期」の時代
 - 1 「3月前期」の安定システム
 - 2 絶対主義時代における「一般法」
 - 3 中央官庁について
 - 4 地方行政庁について
 - 5 領邦

*おく まさつぐ：大阪国際大学法政経学部助教授〈2002.10.15受理〉

Ⅲ 1848年4月25日の「ピラースドルフ憲法」

- 1 憲法制定の経過
- 2 ピラースドルフ憲法の内容
- 3 ボヘミア・ハンガリーにおける状況とピラースドルフ憲法
- 4 「嵐の請願」とピラースドルフ憲法の修正

I はじめに

1 概観および問題提起

1848年から1851年までの期間は短い、その期間は、それ以降のオーストリアの憲法発展にとって指導的な意義を有している。初めて、しかも、帝国議会の憲法審議の結果として、広くかつ深く、現代の立憲主義国家の諸原則・諸問題が議論されていったからである。ここでの考え方や概念に関しては、一部は外国からの継受あるいはその修正であり、また一部は自ら新たに作り出されたものであった。そうした思考方法や概念は、後々まで、すなわち、19世紀の立憲主義の展開や、さらにはケルゼンらによる20世紀の憲法論議に影響を与えていくことになる⁽¹⁾。

オーストリア（ハプスブルク帝国）は、1848年にいわゆる「ピラースドルフ憲法」（Pillersdorfsche⁽²⁾ Verfassung）を、1949年に「欽定3月憲法（帝国憲法）（シュタディオン憲法）」（Oktroyierte Märzverfassung）を制定した。両者ともその本質からすれば、形式的意味における初期立憲主義憲法であった。さらに、クレムジール帝国議会によって審議されたが採択されなかったところの「クレムジール憲法草案」（Kremsierer Entwurf）も1848年から1849年にかけて作られている。とりわけ、この憲法草案は、19世紀のすべての憲法問題を反映していた。すなわち、君主と議会との関係、国の州（領邦）に対する関係、国家と民族との関係（国籍問題）、個人の基本権の問題など⁽³⁾。

1848年4月25日の「ピラースドルフ憲法」、1848年から1849年にかけての「クレムジール憲法草案」、1849年3月4日（論者によっては、3月7日）の「欽定3月憲法（帝国憲法）（シュタディオン憲法）」へと展開していくオーストリアの憲法史をたどりながら、それらは君主的要素を伴っていたとはいえ、今日のオーストリアの憲法構造にいかにも影響を与えてきたかを、以下に概観することにする。

2 概念の説明

ウィーン大学教授ブラウネーダー（Wilhelm Brauner）は、初期立憲主義（Frühkonstitutionalismus）、初期立憲主義の発展形態であるところの（高度）立憲主義（（Hoch-）Konstitutionalismus）について、それぞれ次のような定義を与えている⁽⁴⁾。

A 初期立憲主義

- ① 君主のみが主権者であり、国民は国家権力（特に、立法権）の行使に、選挙された代表者を通じて関与しうるにすぎない。
- ② それゆえ、君主によって押しつけられ、議会の承認なしに一方向的に制定された形式

的意味での憲法(欽定憲法)に基づく。

- ③ 議会は、国民一般を代表する下院からのみ成立するのではなく、イギリスの上院にならって、身分を代表する院からも構成される。そして、この「第一院」(Erste Kammer)(貴族院、上院)の議員は、そのかなりの部分が君主によって任命される結果、君主は議会の意思形成にも多大の影響を与えることが可能になる。両院は、建前上、対等とされている。
- ④ 議会は、通常、何ら自己召集権と法律発案権を持たず、君主が召集するか、君主または政府が法律案を提示したときのみ活動することができるにすぎない。しかも、君主には絶対的拒否権が存在する。それゆえ、議会、特に下院の地位は、実質上かなり低い。
- ⑤ 統治(政府)機能は、君主が大臣(内閣)とともに行う。通常、外交、内務、司法、財政、軍事についてのみ担当大臣があり、大臣は君主によって任命され、議会に対して政治的責任を負う。
- ⑥ 中立的な裁判所が、司法権を行使する。
- ⑦ 自由、平等、思想、良心、所有権などの保護に関わる若干の国家市民的権利(人間的権利ではない)が保障されている。ただし、このような人権保障も国家目標規定にすぎない。

B(高度)立憲主義

- ① 君主と国民は、主権の共通の担い手である。
- ② それゆえ、憲法は、君主と国民代表(議会)との合意により制定される。
- ③ 立法は、国民代表としての議会に帰属する。しかも、その議会は、「第一院」(貴族院、上院)という身分による制約を除去するため、国民一般を代表する「下院」という単独の院で構成される。たとえば、「第一院」が存在するとしても、領邦(州)の利益を代表するものとして設立され、君主による議員の任命が避けられる。
- ④ 議会は、自己召集権と法律発案権を持ち、一定の期日までの召集が義務づけられている。君主は、単なる一時的な停止的拒否権を有するのみで、長く法律の成立を妨げることはできない。
- ⑤ 統治(政府)機能は、君主と大臣(内閣)が行使する。各行政分野を担当する大臣は、君主によって任命されるが、不信任を表明できるところの議会に対して政治的責任を負う。それに加えて、大臣の刑法上の責任もあり、特別の裁判所の管轄に服する。大臣が担当する行政分野が広がるとともに、その責任も高められていく傾向がある。
- ⑥ 独立の裁判所が、司法権を行使する。
- ⑦ 国家市民的権利、場合によっては、人間的権利の包括的な人権カタログを有する。それらの基本権は、独立の裁判所のコントロールに服するところの主観的公権である。

ブラウネーダー(Wilhelm Brauner)は、以上のような定義のもとで、1848年4月25

日の「ピラースドルフ憲法」、および1849年3月4日の「欽定3月憲法（帝国憲法）（シュタディオン憲法）」を初期立憲主義に基づくものとし、1848年から1849年の「クレムジール憲法草案」を（高度）立憲主義に基づくものと考え、君主的要素を別にして、これらが今日のオーストリアの憲法構造を規定しているとみている⁽⁵⁾。以下に、ブラウネーダーの見解を中心としながらも、ケルゼン、ヘルプリンク、アダモヴィッチなどの見解も引用し、憲法制定の歴史にも若干触れながら、もう少し詳しく考察する。

しかし、その前に、以下の論述に関連する限りにおいて、マリア・テレジア、ヨーゼフ2世、レオポルド2世下の絶対主義時代、それに続く3月前期の時代を概観する。

Ⅱ 絶対主義時代、「3月前期」の時代

1 「3月前期」の安定システム

フランツ2世（1792～1806）（オーストリア皇帝としては、フランツ1世（1804～1835）とフェルディナント1世（1835～1848）の統治時代、特に、1814年から1815年にかけてのウィーン会議が終わって1848年の3月革命が始まるまでの「3月前期（Vormärz）」は、君主的正統性の原理が強く支配した時代であった⁽⁶⁾。立法・行政・司法の国家権力は不可分に君主に帰属し、国家権力の唯一の担い手として君主がその三権を行使した。すなわち、君主は、国家目的によってのみ制約されるがそれ以外は無制約の立法権や行政権を有し、同時に、18世紀以来ある程度の司法権の独立が確立されていたとはいえ、皇帝は最高位の裁判官としてその名において裁判が行われた。教会など宗教界に対しても、明白に君主の監督権が強調された⁽⁷⁾。皇帝カール6世（1711～1740）が1713年4月19日にハプスブルク帝国の法的憲章ともいべきプラグマティッシュ・ザンクツィオン（pragmatische Sanktion）（国事詔書）を制定し、彼（ハプスブルク家）の諸領邦が永久に一体不可分であることを宣言していた⁽⁸⁾。国家権力も、以前のような領主権の単なる寄せ集めとしてではなく、一体不可分のものであると理解されていたのである。また、君主は神以外の何者に対しても責任を負うものではなかった⁽⁹⁾。さらに、法治主義原理は民事・刑事という伝統的な法領域にのみ関わるものとされており、多民族国家であったにもかかわらず、連邦主義的構造を持たなかった。こうしたシステムの下では、民主的発想は考慮に値しなかったのである⁽¹⁰⁾。オーストリア帝国の絶対主義的な伝統的憲法構造は、最善のものとしてされ、その安定性の保持が制度へと組み込まれていく。フランツ1世は、「帝国は蝕まれた家屋同然だ。どこか一部でも動かせば、全体が崩壊することになるやも知れぬ。」と述べ、変化を極度に嫌った。彼はメッテルニヒに全面的な信頼をよせていた。フランツ1世が息子のフェルディナント1世への遺言の中で述べたとされる「国家制度の基礎にあるものを何一つ動かすな。統治せよ。何も変えるな。」が、統治の鉄則とされたのも当然であった。せいぜい最上級行政官庁の変革が行われたにすぎない。国家は完全に君主に関係づけられ、そのことは、フランツ1世が1813年のライプツィヒ諸国民戦争の際に発したとされる「祖国は、皇帝によって代表される。」という言葉に如実に示されている⁽¹¹⁾。各機関・各組織を規律するところの現代の組織規範に当たるものがなく、法律は、各機関・各組織にいる多数の人々の

さまざまな見解に基づいて発せられ、また個々の宮廷顧問官 (Hofrat) の意向を反映したものであった。さらに、新たな行政命令も次から次へと発布され、また既存の規定の公権的解釈も次から次へと登場し、一般人民の法認識を困難なものにしていた⁽¹²⁾。以上のような状況は、意識的に、しかも、後々まで、立憲主義の実現を阻んでいくことになる。

2 絶対主義時代における「一般法」

1848年以前のオーストリア帝国は、形式的意味での憲法を持たなかった。せいぜい1808年のバイエルン王国憲法が存在したにすぎない。1805年から1809年にかけて、オーストリア帝国の一部であるフォアアルベルク、ティロル、ザルツブルクなどが、バイエルン王国に属していたことがあった。バイエルン王国憲法は、既に、平等課税、公職への平等任用、人身の自由、所有権の不可侵、思想・良心の自由、信教の自由、出版の自由、大臣責任制、領主裁判権や貴族の特権の廃止、教会の国家に対する従属、司教その他の聖職者の国家による任命制などを規定していた⁽¹³⁾。

しかし、1848年以前のオーストリア帝国には全く憲法らしきものが無かったというわけではない。マリア・テレジア (1740~1780) やその息子ヨーゼフ2世 (1765~1790) 時代からの「一般法」(Allgemeine Gesetze) と呼ばれるものが、これに相当する。いわゆる「一般法」は、特別な形式の法というだけでなく、等族(特権諸身分)の影響力の排除、領邦法の排除、国民生活に対する国家的介入など、絶対君主のさまざまな改革の最も重要な手段として機能することになるのであるが、「一般法」の適用される領域が国家のほぼ全域に及ぶがゆえに、また、君主の最高意思表示としてその内容が国民の生活や統治制度に関わるがゆえに、憲法的意義を有することになる。例えば、一般市民法典(Allgemeines bürgerliches Gesetzbuch)は、その一部分のみが1786年に帝国全体に適用され、ヨーゼフ法典と呼ばれていたが、そのヨーゼフ法典第I巻1条は、「すべての臣下は、領主に安全と保護を求めることができる。領主は、臣下の権利を明確に定め、一般福祉および特別福祉を促進するように、臣下の行為を指導(leiten)しなければならない。」と規定する⁽¹⁴⁾。ここに、行政が公共の福祉のために存在すると主張することによって、国家あるいは絶対君主の意思に対する抵抗を許さず、国民の生活に対する国家権力あるいは君主権力の家父長的な後見主義原理を確立し、無制限に近い国家干渉を行うという警察国家(Polizeistaat)の特徴を見ることができよう。この警察国家的思考が、前述の「3月前期」の時代まで続き、1848年革命の勃発にとって決定的な役割を演ずることになる⁽¹⁵⁾。

また、ヨーゼフ法典第I巻2条は、立法権に関し、次のように定めている。すなわち、「正式な方法で公布されたあらゆる法律の拘束力は、領邦君主に固有の最高権力から生ずる。」と。この規定から、領邦を束ねる帝国君主こそ唯一の立法者であるという帰結もたらされた⁽¹⁶⁾。

オーストリア皇帝フランツ1世治世下の1811年の一般市民法典(Allgemeines bürgerliches Gesetzbuch)は、1797年の西ガリツィア市民法典(Bürgerliches Gesetzbuch für Westgalizien)を草案として利用したとされている⁽¹⁷⁾(実際は、後述するように、かなり無視されてしまったのが実情のようである)が、その西ガリツィア市民法典第I巻39条

は、司法権に関して、「所定の手続なしに下された決定、あるいは、権力者の有無を言わさぬ決定の言葉は、法的効力を持たない。」と定めていた。これによって、正規の法的救済手段が保障されるとともに、君主のいわゆる“鶴の一声”が阻止された。恣意的な行政権の侵害に対しては、既に1786年のヨーゼフ法典第Ⅱ巻1条が、「すべての臣下は、領邦法の保護と指導の下に、例外なしに、完全な自由を享受する。」と規定していた⁽¹⁸⁾。

1797年の西ガリツィア市民法典の中にも、ヨーゼフ法典と同様の憲法的重要性を有するところの規定が存在する。主なものを挙げてみると、「国家は、人間の本性にふさわしい一定不変の究極目的達成のため、共通の長の下に統一され結合するところの団体(Gesellschaft)である。」(第Ⅰ巻6条)。「前条の究極目的とは、……人の身体的安全、財産権の保障、その同僚のその他すべての権利の保障である。」(7条)。「以上の究極目的の達成を、君主は、相応な法律を公布することによって可能にしなければならない。」(8条)。「その際には、人間の生来の権利を考慮しなければならず、こうした権利の一定の方向づけと制限は、一般的公共の福祉の達成に必要不可欠である限りにおいてのみ可能である。」(28条)。「人間の生来の権利には、生命の不可侵、名誉の不可侵、最低限度の生存だけでなく、身体的および精神的発展の権利、正当防衛権、個人の自律権が含まれる。」(29条)。「以上の権利に関しては、すべての人間は、平等に扱われなければならない。」(31条)⁽¹⁹⁾。

しかし、この1797年の西ガリツィア市民法典の基本権規定は、前述したように、オーストリア皇帝フランツ1世治世下の1811年の一般市民法典には、次の条文を例外として、引き継がれることはなかった。「すべての人間は、理性によって理解できる生来の権利を有しており、それゆえ、個人として、尊重される。」(16条)。しかし、この規定には、いわゆる法律の留保が伴っており、法律による合法的制限も可能であった(17条)⁽²⁰⁾。もっとも、絶対主義時代においても、憲法(Konstitution)を制定しようという動きが無かったわけではない。マリア・テレジアの息子であり、ヨーゼフ2世の弟であるレオポルト2世(1790~1792)による政治法典(Politischer Kodex)、すなわち憲法・行政法典編纂作業である⁽²¹⁾。彼は、1789年6月4日付の妹宛の書簡で、「国民が最も幸福なのは、自分の国に憲法があることである。……国民は憲法に従う。……そしてあらゆる政府が存在する唯一の目的は、国民の安寧と幸福であり、憲法はその目的をいとも簡単に実現する。」と書いている。さらにまた、1790年1月25日付の妹宛の書簡で、「社会と政府の唯一の目的は、個人の幸福である。……国の基本法(憲法)を守らぬ君主は憲法によってその地位を失い……そして以後何人もこの君主には従わないであろう。行政権は君主のものだが、立法権は国民とその代表のものである。」と述べている⁽²²⁾。しかし、この憲法・行政法典編纂作業は、フランス革命の勃発、王制の廃止、国王夫妻の処刑によって、実を結ぶことがなかった。彼の理念もそれ以上追求されることなく、彼の息子であるフランツ2世(オーストリア皇帝フランツ1世)の上述の動きへとつながっていった。

以上を総括すると、絶対主義時代、3月前期時代における君主の地位は、絶対的独裁者というよりはむしろ、国家における唯一の権力の担い手として、国家目的に拘束されていた。この国家目的は、法律的には、1786年の「一般市民法典」、いわゆるヨーゼフ法典や、1797年の西ガリツィア市民法典を引き継いだとされる1811年の「一般市民法典」によって

決定された。マリア・テレジア、ヨーゼフ2世、レオポルト2世の啓蒙君主時代には、“啓蒙 (Aufklärung)” という国家の本質ないし存在意義からも国家目的が引き出された。しかし、君主は、こうした法律規定にもかかわらず、神および自己の良心にのみ責任を負い、人間の前ではあらゆる責任から免れていたのである⁽²³⁾。

3 中央官庁について

国家意思の形成は、君主によって行われた。しかも、すべての官庁の活動が、法律に基づき法律の枠内で、君主によって方向づけられていた。「法律に基づき、法律の枠内で」という自己拘束があったが、これも、法律によって撤回することが可能であった⁽²⁴⁾。

官庁組織については、執行官庁 (vollziehende Behörde) と諮問官庁 (beratende Behörde) とが並在した。執行官庁は、法的強制権を発動・行使したのに対して、諮問官庁は、その有する専門的知識によって君主を輔弼し、君主の決定を準備したが、決して執行権を有するものではなかった⁽²⁴⁾。立憲主義国家におけるのとは異なり、最上級行政官庁 (執行官庁) と政府 (諮問官庁) とが分離していたのである。

官庁は、通常、合議制 (Kollegialsystem) であり、合議体が多数決によって決定を行い、全員が共同の、さらに、長および専門分野担当官が特別の責任を負った。しかし、徐々に、合議制は責任関係を曖昧にするものであるということが明らかになってきた。しかし、当時はまだ、一個人にのみ決定と責任を負わせ、他の官吏は単なる補助機関として一個人を補佐するところの官僚制は、郡長を長とする郡庁 (Kreisamt) に見られる程度で、例外的な存在にすぎなかった⁽²⁵⁾。

中央の諮問官庁として、マリア・テレジア以来 (1760年以来)、国家評議会 (Staatsrat) が存在し、極めて重要な立法および行政に関して前決定を行っていた。フェルディナント1世治世下においては、1814年設立の国務会議 (Staatskonferenz) が、精神的に問題があったフェルディナント1世に代わってメッテルニヒを長として、国家評議会と張り合いながら政府機能を行使していくことになる⁽²⁶⁾。

中央の執行官庁として、すでにカール6世 (1711~1740) 時代に、オーストリア宮廷政庁 (österreichische Hofkanzlei) が存在し、外交および宮廷事務を担当する部門と、内政および司法を担当する部門に分かれて活動していた。マリア・テレジア時代の1742年、前者が分離し、後の外務省の先駆となるところの宮廷国家政庁 (Geheime Haus-, Hof- und Staatskanzlei) という独立の官庁が作られ、宰相 (Staatskanzler) によって主催されることになった。その結果、オーストリア宮廷政庁の管轄分野は内政と司法に限定された。しかし、1749年にはオーストリア宮廷政庁が廃止され、それに代わって新たな官庁である管理庁 (Directorium in Publicis et Cameralibus) ができ、軍事を除き内政および財政を担当することになる。同じ1749年に司法が内政 (行政) から分離し、合議制の官庁である最高司法庁 (Oberste Justizstelle) が作られた。最高司法庁は、司法省という行政的機能と最高裁判所という司法的機能の二つの機能を併せ持った。さらに、1760年には管理庁から財政的権限が奪われ、管理庁はオーストリア・ボヘミア合同宮廷政庁 (Vereinigte böhmisch-österreichische Hofkanzlei) と改組された。そして、財政関係の機能は、宮廷官

房 (Hofkammer)、一般金庫 (Generalkasse)、会計検査院 (Hofrechnungskammer) という三つの官庁に分割帰属することになった⁽²⁷⁾。

かくして、統一国家に向かって、等族体制の打破と中央集権の貫徹をめざして、中央官庁の整備が進んでいった。

4 地方行政庁について

中央において司法と内政 (行政) の分離がなされた1749年に、地方においても司法と内政 (行政) の分離が実施された。司法を担当する領邦司法庁 (Landesjustizstelle) と、内政 (行政) と財政を担当する政庁であるRepräsentation und Kammerである。領邦司法庁は中央の最高司法庁 (Oberste Justizstelle) の管轄下に置かれ、他方、Repräsentation und Kammerは、中央の管理庁 (Directorium in Publicis et Cameralibus) に従属した。このRepräsentation und Kammerに代わって、1760年以降、地方行政区 (Gouvernementbezirk)、地方行政区の機関として一般行政を担当する地方行政庁 (Gubernium, Regierung)、同じく地方行政区の機関として財政を担当する財務庁 (Kammerprokurator, Fiskalamt) などが誕生する。Repräsentation und KammerやGuberniumなどは、合議制の中級官庁としての地位を占めた。マリア・テレジア時代の後期には、司法が地方行政庁の管轄に服することになったため、領邦司法庁が担当する司法の独立性も失われてしまった⁽²⁸⁾。以下、内容を少し補足する。

領邦を一つに結合するものとしての中央集権的国家の存在は、領邦の性格を本質的に変えていくことになる。領邦はラントシュテンデ (領邦身分制議会) によって代表される自律的な地域団体であったが、この領邦と競合しながら、後には領邦を脇へ押しやっていくことになる地域的統一体としての地方行政区 (Gouvernementbezirk) が登場してくる⁽²⁹⁾。この地方行政区は、Provinz、Departementとも呼ばれ、国家行政権の全体が、および司法権の一部が委譲されていた。さらに、各地方行政区ごとに地方的法律 (Provinzialgesetz) も発せられた。地方行政区の最高行政機関は地方行政庁 (グーベルニウム) (Gubernium) であり、その下に地方行政の末端組織として郡庁 (Kreisamt) が配置された。小さな地方行政区においては、グーベルニウムの代わりにレギールング (Regierung) が置かれた。通常、領邦と地方行政区とは一致するものではなく、いくつかの、通常は二つか三つの領邦が合わさって一つの地方行政区を作っていた。ただ、国家的行政区として眺めてみると、地方行政区はいくつかの郡 (Kreis) に分けられるという構造になっており、いくつかの領邦に分けられるというものではなかった。ここに、国家行政が自律的な地域団体としての領邦行政から分離されて動いていたことが理解できる⁽³⁰⁾。

地方行政区の政府ともいえる地方行政庁 (グーベルニウム、レギールング) は、中央政府に従属しながら、国家的・一般的行政権限を行使した。他の官庁に特別に委譲されていない限り、原則的にあらゆる行政事項がその管轄に属した。それゆえに、ほとんどすべての中央官庁との結びつきを持つ非常に重要な機関であった。さらに、大学・学校・病院・教会などの公共施設を監督する権限を有していた⁽³¹⁾。

地方行政区には、一般的行政権限を行使する地方行政庁(グーベルニウム、レギールング)以外に、最も重要な官庁として、財務庁(Kammerprokurator, Fiskalamt)が存在した。財務庁は、国家および君主の代理人として財政的利益を代弁した⁽³²⁾。

以上のように、地方行政区(Gouvernementbezirk)は、一般行政において君主の意思を代弁し、また財務行政も担当した⁽³³⁾。さらに、マリア・テレジア時代の後期においては、グーベルニウムやレギールングが司法をもその管轄下に置くことになる。しかし、ヨーゼフ2世時代には、司法部が地方行政府から分離し、二審を担当するところの控訴裁判所(Appellationsgerichte)が創設されている⁽³⁴⁾。

地方行政区の躍進ぶりに反して、領邦は国から新たな機能を委譲されることなく、この新たに生まれた地域的統一体である地方行政区によって脇へ追いやられていくことになる⁽³⁵⁾。

郡(Kreis)に置かれた郡庁(Kreisamt)は地方行政の末端組織として、地方行政庁(グーベルニウム、レギールング)に従属しながら、地方行政庁(グーベルニウム、レギールング)、ひいては国家的権限を行使していく。郡庁は地域住民を直接統括する地位にあり、治安、徴税、軍隊の召集、貴族領主の所領地の監視などの権限を有し、中央政府の意思をハプスブルク家領の末端にまで貫徹させる役目を持っていた⁽³⁶⁾。1815年以降、上オーストリア、ザルツブルク、ティロルなど一部の地域には、地方行政機能とともに第一審の裁判を担当するところの地方官庁も作られる⁽³⁷⁾。

さらに、自治行政機関として、商業会議所や同業組合も生まれ、国家的承認を得ていく⁽³⁸⁾。

以上、3および4で概観したごとく、マリア・テレジア時代からヨーゼフ2世時代にかけて、中央・地方において、司法と行政の分離、さらに一般行政と財政との分離が行われ、統一国家に向かっての官庁組織の再編が進んでいった⁽³⁹⁾。

5 領邦

ハプスブルク家の全家領の永久不分割を法的に確立したプラグマティシェ・ザンクツィオン(pragmatische Sanktion)(国事詔書)の発布、絶対君主の地位の強化、領邦を押しつける地方行政区の創設などによって、次第に領邦の水平化(標準化)(Nivellierung)が進んでいった⁽⁴⁰⁾。また、18世紀に至るまで生き延びてきた領邦法は、国家の一般法によって駆逐されていった⁽⁴¹⁾。領邦を代表するところのラントシュテンデ(領邦身分制議会)(Landstände)は、国家に対する影響力を失うばかりでなく、国家による監督にも服した⁽⁴²⁾。領邦は、1740年頃まで、行政権を独占する固有の行政機構と固有の立法権を有し、国とともに「二重の等族国家」(dualistischer Ständestaat)を形づくっていたが、今や、領邦は、国家(Staat)自体ではなく、国家の中で等族によって指導される地域的に特定された一団体、一つの地域団体(Gebietskörperschaft)になり下がってしまった⁽⁴³⁾。絶対主義国家にとっては、それらは単なる歴史的遺物にすぎなくなった⁽⁴⁴⁾。実際のところ、1805年から1815年にかけての激動期およびその後、この方向へ進んでいった⁽⁴⁵⁾。

ラントシュテンデ(領邦身分制議会)は領邦を「代表」した。中世から知られているように、ラントシュテンデはクーリエ(階級、グループ)に分かれ活動していたが、19世紀になると、「代表」についての新たな考え方が生じてきた。その新たな「代表」概念とは、

従来のように代表を送っている一定の人的グループだけでなく、何ら代表を送っていない人的グループもラントシュテンデによって代表されねばならない、すなわち、すべての領邦民がラントシュテンデによって代表されねばならないという考え方である。こうした考え方は、ある特定の人々あるいは組織は、その伝来の権利あるいはその特別な地位によって、他の人々あるいは組織のため、いわゆる政治的に未熟な（発言力の無い）住民各層の代弁をする資格ないし能力があるという見解に基づいている。政治的实践によって、等族代表は全領邦民の代表としての自己の身分を徐々に自覚するようになってきた⁽⁴⁶⁾。

Ⅲ 1848年4月25日の「ピラースドルフ憲法」

1 憲法制定の経過

1830年のパリ7月革命がオーストリア帝国においても、大規模な騒ぎを引き起こすのではないかという不安があった。その後、1848年のパリ2月革命時にこの予感が現実のものとなった。とりわけミラノ・プラハにおいて動乱が生じ、さらに、プレスブルクのハンガリー領邦議会の革命的な動きを引き起こしていくのである。1847年11月以降、ハンガリーは、自国内の自治的支配の拡大を要求していたのである。そして遂に、1848年3月13日にウィーンで革命が勃発した⁽⁴⁷⁾。

1848年3月13日の下オーストリア領邦議会が、ウィーンにおける革命に決定的な弾みを与えた。この下オーストリア領邦議会の議席問題に関連して、一般民衆の請願、3月革命へと突き進んでいくことになる。年に一度の領邦議会招集日である1848年3月13日、領邦議会が皇帝に改革案を上奏することになっていた。この領邦議会の構成メンバーは、聖職者・貴族・都市の代表であり、農民の代表はいない。下オーストリア領邦議会については、聖職者の議席が14、貴族の議席が343、都市については、首都ウィーンが半議席、他の都市の分と合わせて1議席という状況であった。しかも、ウィーン代表は通常、政府によって任命される市長だから市民代表は実質的に0と同じであった。そこで、市民・学生は、領邦議会に30名ほどいたリベラル派を巻き込んで、この状況を改善しようと議会で請願デモを行った。このデモが、出版の自由、良心の自由、陪審制度、民族の自治、メッテルニヒ打倒、市民の即時武装、憲法要求へとエスカレートしていく。これに軍が発砲し、さらに市外区へと暴動が拡大していった⁽⁴⁸⁾。当初革命を指導したのは、経済的にも必ずしもうまく行っていなかった警察国家体制に不満をいだいていた自由主義的有産市民であった。しかし、軍の発砲によって、市外区のプロレタリアを巻き込んだ大暴動に発展していく。それゆえ、市の合法的平穏と秩序の維持のため、また個人や財産の保護のため、市民社会の防波堤として、1848年3月14日の皇帝の勅令によって、財産と知性の基礎の上に「国民軍」(Nationalgarde) が作られていく⁽⁴⁹⁾。3月13日、3月前期 (Vormärz) の安定的システムの権化としてのメッテルニヒは失却し⁽⁵⁰⁾、3月15日の勅令で検閲が廃止され、皇帝が「祖国憲法」の発布を約束した (皇帝フェルディナント1世の1848年3月15日付勅書)。3月17日に、祖国憲法の制定に向けて、従来の合議制国家官庁を廃止し、それに代わって、憲法制定のための責任内閣を設立した。憲法が発効する前に、基本権として、出版の自由、

教授の自由、学問の自由が認められた⁽⁵¹⁾。

皇帝フェルディナント1世は、1848年3月15日付勅書で、「祖国の憲法制定を目的として、すべての領邦議会の代表者たちおよびロンバルディア・ヴェネツィア王国の各王国議会の代表者たちを市民階級の代表を増強して可能な限り短期間に召集する。」という意図を表明していた⁽⁵²⁾。それに基づき、すべての領邦が関与するところの「領邦の中央委員会」(ständische Zentralausschuß)が作られ、下オーストリア領邦議会の議長の下、4月10日から17日にウィーンで召集された。その「領邦の中央委員会」と協力して、政府は、特に内相ピラースドルフは、「オーストリア帝国の憲法」として、いわゆるピラースドルフ憲法を制定し、皇帝の裁可も受け、1848年4月25日の勅令で公布された。ピラースドルフ憲法の制定に関しては、ドイツ諸領邦や1831年のベルギー憲法が手本となった⁽⁵³⁾。また、「領邦の中央委員会」が起草した憲法草案がピラースドルフ自身の草案の基礎にもなったことが明らかであるから、領邦も、ピラースドルフ憲法の成立に重大な役割を演じたことになる⁽⁵⁴⁾。

2 ピラースドルフ憲法の内容

国家権力の担い手は皇帝であり、皇帝の地位は神聖にして不可侵である。王位は、ハプスブルク＝ロートリンゲン家の1713年4月19日のプラグマティシェ・ザンクツィオン(pragmatische Sanktion)(国事詔書)によって、世襲のものと宣言された⁽⁵⁵⁾。

全行政権は皇帝に帰属した。皇帝は、政府の行政権の行使に対する責任を負うものではなかった。しかし、その命令には、帝国議会に対して政治的責任を負うべき主務大臣の副署を必要とした⁽⁵⁶⁾。

立法権は皇帝と帝国議会が共同して行使した(両院の承諾と皇帝の裁可)。法律は、皇帝、政府、または帝国議会自身の発案に基づいた。帝国議会は法律発案権を有するが、自己召集権を有しない。帝国議会は、二つの院で構成された。イギリスの上院にならった身分による制約を伴うところの「上院」(Senat)は、ハプスブルク家の成年の皇子、皇帝から特に任命された者(終身の勅選議員)、150人の大土地所有者から構成され、「下院」(Abgeordnetenhaus, Abgeordnetenversammlung)は、383人の「あらゆる国家市民の利益の代表」から成った。下院は民主的要素を代表する役割を期待されており、あらゆる国家市民の利益を代表するところの選挙によって組織されるべきものとされており、詳細は選挙施行令(Wahlordnung)の定め委ねられていた⁽⁵⁷⁾。それぞれの院は、普通の法律については、60人以上の議員の出席の下、単純多数決で決議した。憲法については、3分の2以上の特別多数によった⁽⁵⁸⁾。帝国議会の決議にもかかわらず、皇帝は、無制限な裁可権による絶対的拒否権を有した⁽⁵⁹⁾。

個々の領邦には領邦議会(Provinzialstände)が作られたが、固有の立法権を有せず⁽⁶⁰⁾、また、国の立法に対する領邦の関与権についても、後のクレムジール憲法草案などとは異なり、未だ規定されていない⁽⁶¹⁾。そればかりか、時機にかなった憲法改正や農民の土地からの解放(農民解放)に関して帝国議会に提案をなすべき義務を負わされていた⁽⁶²⁾。

省ないし内閣制度の設立は、初期立憲主義の第一歩であった。従来の合議制

(Kollegialsystem) に代わって内閣制 (Ministerialsystem) が登場した。最初の責任内閣は1848年3月17日に (それゆえ、憲法発布前に)、外務、皇室、内務、司法、財政、軍事の各省をもって設立され、3月23日には公教育のための省 (文部省) がそれに加わった。大臣たちは政府の閣僚として政策方針を決定し、国および領邦の行政各分野の頂点に立った。彼らは、領邦事項およびゲマインデ事項の実施にも介入することができた。各大臣は、その活動に対して帝国議会に対して政治的責任を負った⁽⁶³⁾。中央官庁としては以上のものがあつたが、中級官庁としては総督府 (Statthaltere) が、従来の地方行政庁 (Gouvernementsbehörde) に代わって機能した⁽⁶⁴⁾。

司法権は、法律にのみ拘束され、他のいかなる指令にも拘束されない独立の裁判所の公開口頭手続に服した。刑事手続においては、陪審裁判が予定されていた⁽⁶⁵⁾。

憲法は、一般的な人間としての権利と国家市民的権利とを区別するところの基本権カタログを持ち、その当時の状況からすれば進歩的だという印象を与えた。そこには、信教の自由、良心の自由、人身の自由、言論・出版の自由、検閲の禁止など保障されていた⁽⁶⁶⁾。しかし、これら基本権規定は国家目標規定にとどまった⁽⁶⁷⁾。

第1条は、「オーストリア帝国に属するすべての領邦は、単一不可分な立憲君主国を構成する。」と定めている⁽⁶⁸⁾が、領邦は何ら固有の立法権を持たず、また国の立法にも関与できなかった。さらに、憲法改正や農民の土地からの解放 (農民解放) について、帝国議会に対して提案をなすべき義務まで伴っていた。以上については前述の通りである。

憲法は、自治体組織として、郡 (Kreis) や市町村 (Gemeide) について規定していたが、それもごく簡単な規定にとどまっていた⁽⁶⁹⁾。

以上のように、1848年4月25日のピラースドルフ憲法は、君主の強力な地位、国 (領邦に対して) の立法権の独占など、絶対主義時代や3月前期時代の制度の枠を抜け出せない面もあつたが、他方、基本権カタログなど多くの点において、初期立憲主義憲法の枠を超えるものもあつた⁽⁷⁰⁾。

3 ボヘミア・ハンガリーにおける状況とピラースドルフ憲法

オーストリア各地の主要都市でも、すでにウィーン暴動以前に革命的な暴動が起こっていた。プラハでは、1848年3月11日に、ヴェンツェルスバード (聖バーツラフ広場) で民衆集会が開催され、そこで、チェコ人およびドイツ人の市民達の委員会が設置され、ボヘミア王国に属する諸領邦はすべて不可分の結びつきを持ち、これら諸領邦のための共通の領邦議会および共通の中央官庁を設置すべきこと、さらには、官公庁や教育機関でチェコ語とドイツ語を同格に扱うべきことを、皇帝に要求していた⁽⁷¹⁾。1848年4月25日のピラースドルフ憲法発布前の4月8日、皇帝フェルディナント1世は、チェコ人の主導するプラハからの請願団に、いわゆる「ボヘミア憲章」(Böhmische Charte) と呼ばれる返書を与え、プラハに中央官庁の設置、ボヘミア王国の官公庁・教育機関におけるチェコ語とドイツ語の平等使用権を認めることを約束した。この約束は、本来、皇帝からピラースドルフに宛てた内部的書簡であつたにもかかわらず、ボヘミアの地方法令集に載せられたゆえに、「ボヘミア憲章」と呼ばれている⁽⁷²⁾。

ハンガリーでも、1848年3月3日開催のプレスブルクのハンガリー領邦議会は、ルートヴィヒ・コッシュェート指導の下に、立憲主義的国家形態と民族の自由を要求し、農民解放、保有地農民の賦役・封建的諸負担の廃棄、貴族の免税特権の廃止、法の下での平等、信教の自由、言論の自由など重要な立法を行った。ウィーンでの革命と緊迫したロンバルディア情勢のため、皇帝フェルディナント1世は、4月11日、近代ハンガリーを作り上げたこの法案を裁可した。これらの法は、ハンガリー「4月法令」(論者によっては、「3月法令」⁽⁷³⁾)と呼ばれている。ハンガリー革命は、こうして合法化された。ハプスブルク帝国は、二つに分裂したのである。ハンガリーは、これ以降ハプスブルクの一領邦で、特権的な領邦であるが、一つの分離国家となった⁽⁷⁴⁾。

ピラースドルフは、「彼の」憲法こそが帝国全体に妥当する憲法だと考え、ハンガリー「4月法令」を地域的憲法、ボヘミア憲章を地域的約束として理解した。しかし、ハプスブルク帝国をも当時拘束した「4月法令」を有するところのハンガリーやロンバルディア・ヴェネツィアでの反対運動の激化が、これらの地域にピラースドルフ憲法が適用されるのを困難にしていって⁽⁷⁵⁾。かくして、ハンガリー、ロンバルディア・ヴェネツィアを除きツィスライタ(ドナウ支流のライタ川以西)のみ、この憲法によって、「オーストリア帝国」の名の下に一つの立憲君主国に統合されたのである⁽⁷⁶⁾。

4 「嵐の請願」とピラースドルフ憲法の修正

ピラースドルフ憲法の公布は、心から祝福され、押しつけられたという事実についても、ほとんど批判を見い出せなかったとされている。ただ、二院制については、上院はもちろんのこと下院についても、国民の意思を適切に反映することができないのではないかという懸念があり、新たな紛争の火種を抱えていた⁽⁷⁷⁾。その懸念が、遂に、1848年5月9日の第一次帝国議会選挙施行令(Wahlordnung)の公布によって現実のものとなり、批判へと高まっていった。なぜならば、上院の構成が多少民主的に修正され、上院議員の数が200人に制限され、さらに、すべてのハプスブルク家の成年の皇子ではなく、その都度皇帝から任命されるところのハプスブルク家の成年の皇子に限定されることとなったものの、下院の選挙については、満24歳以上のオーストリア国家市民(ただし、男性に限定)から成る選挙人(Wahlmänner)による間接選挙のみが行われるものとされ、選挙人を選挙するに際しては、納税額による制限はないが、とりわけ日雇いあるいは週雇い労働者、奉公人、公の施設から生活扶助を受けている者は選挙権が無いものとして取り扱われていたからである。財産のある市民に有利で、労働者階級が政治的意思形成に関与することを締め出すところの階級選挙であった⁽⁷⁸⁾。

こうして、5月15日、一院制、選挙法の改正など、新しい憲法と選挙法を求める「嵐の請願」と呼ばれる一大デモが行われた。このデモの中心となったのは、ウィーン大学の学生や教授など大学のメンバーが主体となったアカデミー兵団(akademische Legion)と前述の国民軍(Nationalgarde)だった⁽⁷⁹⁾。この「嵐の請願」の前に皇帝、内閣も譲歩を余儀なくされ、皇帝は、5月16日、ピラースドルフ憲法は帝国議会の審議を受けるべきこと、最初に召集される帝国議会は下院のみによって構成される立憲的な憲法制定議会であるべ

きこと、選挙施行令がこれからまた新たに審議されるべきことを声明発表した⁽⁸⁰⁾。民衆は、事実上の宰相であるピラースドルフの住居にまで押しかけ、内閣の決定を口頭ではなく文書でよこせと要求した。ピラースドルフは、すべての請願の承認、一院制、選挙法の改正、資格制限なき選挙を約束した⁽⁸¹⁾。1848年4月25日のピラースドルフ憲法は臨時の一次的な措置であったことが宣言され、議会と皇帝との合意によって新たに憲法を制定していくことが決定された⁽⁸²⁾。

以上のように、「嵐の請願」の翌日である1848年5月16日、皇帝声明によって、上院の設立が断念され、下院（一院）のみの憲法制定帝国議会に向けて帝国議会議員を選出すべきことが宣言された⁽⁸³⁾。5月30日の第二次帝国議会選挙施行令によれば、5万人の住民に対して1人の割合で下院議員が選ばれた。ウィーンを含む下オーストリアでは37人が割り当てられた。選挙権および下院議員の被選挙権を有する者は、満24歳以上のオーストリア国家市民（ただし、男性に限定）であり、かつ、選挙区に正規の住所を有する者である。そして、選挙権者（Wähler）である国民が選挙人（Wahlmänner）を選び、この選挙人（Wahlmänner）が下院議員を選ぶという間接選挙制が採られた。5月30日の第二次帝国議会選挙施行令によっても、日雇いあるいは週雇い労働者には選挙権は認められていなかった（注：ケルゼンなど支配的見解によれば、奉公人や公の施設から生活扶助を受けている人は別にして、日雇いあるいは週雇い労働者は、5月30日の第二次帝国議会選挙施行令によって選挙権を与えられていたとされている⁽⁸⁴⁾。しかし、ブラウネーデーは反対の見解である。）が、6月10日の第二次帝国議会選挙施行令改正によって、公の施設から生活扶助を受けている者のみ選挙から排除されるようになった⁽⁸⁵⁾。

口頭で投票するか書面で投票するかは選挙権者（Wähler）に委ねられた。選挙人（Wahlmänner）による下院議員の選挙になって初めて書面で秘密に行われた⁽⁸⁶⁾。

（Ⅳ以下は次号に続く）

《注》

- (1) Wilhelm Brauner, *Österreichische Verfassungsgeschichte (Siebente Auflage)*, Manz-Verlag, 1998, S.112; 高田敏「オーストリア連邦憲法」、阿部照哉・畑博行ほか『世界の憲法集[第二版]』、有信堂、1998年、pp.98-103;高田敏『オーストリー法治主義(Legalitätsprinzip)の比較法的研究』(平成6年度～平成8年度 文部省科学研究費補助金研究成果報告書)、1998年;また、1831年のベルギー憲法が、1849年の欽定3月憲法(帝国憲法)(シュタディオン憲法)に影響を与えたことにつき、清宮四郎「ベルギー憲法」、高木八尺・末延三次・宮沢俊義ほか『人権宣言集』、岩波書店、1957年、p.249.
- (2) 人名の「ピラースドルフ」については、Brauner,Kelsen,Adamovich,Hellblingなど著名な大部分の学者は、“Pillersdorf”と記しているが、Robert Walter, Heiz Mayer など “Pillersdorff” と記す学者もいる。ここでは、多数説に従い、“Pillersdorf” とする。
- (3) Wilhelm Brauner, S.112.
- (4) Wilhelm Brauner, SS.113-115.
- (5) Wilhelm Brauner, S.113.
- (6) Wilhelm Brauner, S.90.

オーストリア(ハプスブルク帝国)における立憲主義の展開

- (7) Wilhelm Brauner, SS 91-92; Robert Walter, Heiz Mayer, *Grundriß des österreichischen Bundesverfassungsrechts*, Manzsche Verlags- und Universitätsbuchhandlung, 1988, S.8.
- (8) Robert Walter, Heiz Mayer, S.7.
- (9) Robert Walter, Heiz Mayer, S.8.
- (10) Robert Walter, Heiz Mayer, S.8.
- (11) Wilhelm Brauner, S.90 ; 加藤雅彦『図説ハプスブルク帝国』、河出書房新社、1995年、pp.66-67; メッテルニヒ、フランツ1世と正統主義につき、ステューヴン・ベラー(坂井榮八郎 監訳 川瀬美保 訳)『フランツ・ヨーゼフとハプスブルク帝国』、刀水書房、2001年、pp.35-40; フランツ1世の教育方針は、自己(皇帝)中心の絶対主義的なものであり、従順なる臣民を育てること、新しい思想を否定するものであった。これに反し、フランツ1世と兄弟関係にあるカール大公の教育方針は、自己(皇帝)の偏見を極力排除し、絶対主義的傾向を否定し、来るべき新しい時代に即応的なものであった。もし、1792年にフランツではなくカールが帝位に就いていたならば、オーストリアの歴史は違った展開を示していたかも知れない。ハンス・コーン(稲野強・小沢弘明・柴宣弘・南塚信吾 共訳)『ハプスブルク帝国史入門』、恒文社、1982年、pp.33-35.
- (12) Wilhelm Brauner, S.90.
- (13) Wilhelm Brauner, S.90, S.105.
- (14) Wilhelm Brauner, S.85.
- (15) Robert Walter, Heiz Mayer, S.8.
- (16) Wilhelm Brauner, S.85.
- (17) Wilhelm Brauner, S.90.
- (18) Wilhelm Brauner, SS 85-86.
- (19) Wilhelm Brauner, S.86.
- (20) Wilhelm Brauner, S.90.
- (21) Wilhelm Brauner, S.86.
- (22) ハンス・コーン、pp.15-16.
- (23) Wilhelm Brauner, S.92.
- (24) Wilhelm Brauner, S.92.
- (25) Wilhelm Brauner, S.92.
- (26) Wilhelm Brauner, S.92; 国務会議の設立は1836年という指摘もある。良知力『青きドナウの乱痴気』、平凡社、1993年、p.97.
- (27) Wilhelm Brauner, SS 92-93; Ludwig K.Adamovich, *Grundriß des österreichischen Verfassungsrechts*, Springer-Verlag, 1947, S.7; Ernst C.Hellbling, *Österreichische Verfassungs- und Verwaltungsgeschichte*, Springer-Verlag, 1956, SS 290-293; 丹後杏一『オーストリア近代国家形成史』、山川出版社、1986年、p.27, p.36; 矢田俊隆『ハプスブルク帝国史研究』、岩波書店、1977年、p.25.
- (28) Wilhelm Brauner, S.96; Ernst C.Hellbling, SS 290-292; Ludwig K. Adamovich. S.8; 丹後杏一、p.27; 矢田俊隆、p.25.
- (29) Wilhelm Brauner, S.96-97; Ludwig K.Adamovich, S.8; 地方行政区の政府ともいえる地方行政庁(グーベルニウム)が登場したのは1760年である。南塚信吾ほか『ドナウ・ヨーロッパ史』、山川出版社、1999年、p.145; また、Ernst C.Hellbling, SS 291-292.
- (30) Wilhelm Brauner, S.100.
- (31) Wilhelm Brauner, S.93.
- (32) Wilhelm Brauner, S.93.
- (33) Wilhelm Brauner, S.96; Ludwig K.Adamovich, S.8.

国際研究論叢

- (34) Wilhelm Brauner, S.93.
- (35) Wilhelm Brauner, S.97 ; Ludwig K.Adamovich, S.8.
- (36) Wilhelm Brauner, S.93 ; Ludwig K.Adamovich, S.8 ; 南塚信吾ほか、pp.145-146.
- (37) Wilhelm Brauner, S.93.
- (38) Wilhelm Brauner, S.94.
- (39) Ernst C.Hellbling, S.293 ; 丹後杏一、p.36.
- (40) Wilhelm Brauner, S.100 ; マリア・テレジア時代に「帝国理念」から「国家理念」へと、「周辺」から「中央」へと力点がシフトしていくことにつき、スティーヴン・ベラー、pp.29-31、ヨーゼフ2世時代につき、pp.36-37.
- (41) Wilhelm Brauner, S.98.
- (42) Wilhelm Brauner, S.98 ; Robert Walter, Heiz Mayer, S.7 ; Ludwig K.Adamovich, S.7.
- (43) Wilhelm Brauner, S.99.
- (44) Wilhelm Brauner, S.98 ; ラントシュテンデ（領邦身分制議会）は近代的な中央集権国家の体制が整備されていくなかで消滅する中世的遺物であったことにつき、良知力、p.80.
- (45) Wilhelm Brauner, S.100.
- (46) Wilhelm Brauner, S.102 ; 近代憲法成立以前の身分制議会の構成員は、選挙母体の訓令に拘束され、訓令を守らないと召還された（命令委任、強制委任）。芦部信喜『憲法（新版補訂版）』、岩波書店、1999年、p.261。ところが、議会の構成員は、特定の選挙母体の代表ではなく、全住民の代表であるという自由委任の考え方が19世紀になって徐々に芽生えてきたのである。
- (47) Wilhelm Brauner, S.115 ; Robert Walter, Heiz Mayer, S.9 ; 1848年革命の時代的背景につき、スティーヴン・ベラー、pp.58-59.
- (48) 良知力、pp.78-91 ; Robert Walter, Heiz Mayer, S.9 ; Ludwig K.Adamovich,S.8 ; Ernst C.Hellbling, S.346.
- (49) 良知力、pp.100-115 ; Robert Walter, Heiz Mayer, S.9 ; Ernst C.Hellbling,S.346.
- (50) Wilhelm Brauner, S.115 ; メッテルニヒの失却を、後のフランツ・ヨーゼフ皇帝（1848～1916）の父母であるフランツ・カールとゾフィーなど一部宮廷側も望んでいた。Robert Walter, Heiz Mayer, S.9 ; 良知力、pp.98-99.
- (51) Wilhelm Brauner, S.115 ; Robert Walter, Heiz Mayer, S.9 ; Ludwig K.Adamovich,S.8 ; Ernst C.Hellbling,SS.346-347 ; ハンス・コーン、pp.186.
- (52) 良知力、p.94 ; Wilhelm Brauner, S.115 ; Ludwig K.Adamovich,S.8.
- (53) Wilhelm Brauner, S.115 ; Robert Walter, Heiz Mayer, S.9 ; A.J.P.Taylor, *The Habsburg Monarchy 1809-1918 (New edition)*, Hamish Hamilton, 1948,pp.61-62 ; ハンス・コーン、p.186.
- (54) Wilhelm Brauner, S.128 ; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, *Österreichisches Verfassungsrecht (Zweite Auflage)*, Springer-Verlag, 1984, S.49は、ピラースドルフ憲法を民主主義的要素を備えた自由主義的憲法と評価している。また、Robert Walter, Heiz Mayer, S.9も、典型的な立憲主義的憲法と評価する。
- (55) Hans Kelsen, *Österreichisches Staatsrecht*, Scientia-Verlag, 1981, S.2 ; Ernst C.Hellbling,S.348 ; ハンス・コーン、p.187.
- (56) Wilhelm Brauner, S.115 ; Hans Kelsen, S.2 ; Robert Walter, Heiz Mayer, S.9 ; Ernst C.Hellbling, S.348 ; 主務大臣の帝国議会に対する政治責任、帝国裁判所に対する法的責任につき、Wilhelm Brauner, S.127.そして、ブラウネーダーは、1849年憲法から法的責任が認められてきたと指摘する。これに反し、Ludwig K.Adamovich,SS.10-11、およびLudwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk,S.50では、1848年のピラースドルフ憲法、1848年から1849年にかけてのクレムジール憲法草案においても、裁判所の下での責任を認めている。
- (57) Wilhelm Brauner, S.115 ; Hans Kelsen, SS.1-2 ; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian

オーストリア(ハプスブルク帝国)における立憲主義の展開

- Funk,SS.49-50 ; Ludwig K. Adamovich, SS.9-10 ; Robert Walter, Heiz Mayer, S.10.
- (58) Wilhelm Brauneder, S.126.
- (59) Wilhelm Brauneder, S.115.
- (60) Wilhelm Brauneder, S.117 ; Hans Kelsen, S.2 ; Ernst C.Hellbling, S.348.
- (61) Wilhelm Brauneder, S.117,クレムジール憲法草案につき、S.119 ; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk,S.50 ; Ludwig K. Adamovich, S.10.
- (62) Wilhelm Brauneder, S.117.
- (63) 注 (56) 参照。
- (64) Wilhelm Brauneder, S.126-127.
- (65) Wilhelm Brauneder, S.117 ; Robert Walter, Heiz Mayer, SS.9-10 ; Ernst C.Hellbling, S.348.
- (66) Wilhelm Brauneder, S.117 ; ハンス・コーン、p.187 ; これに対し、Hans Kelsen,S.2, Ernst C.Hellbling, S.348, Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.50, Ludwig K. Adamovich,S.10 では、「国家市民のおよび政治的基本権」のカタログと表現されている。
- (67) Wilhelm Brauneder, S.117.
- (68) ハンス・コーン、p.186.
- (69) Wilhelm Brauneder, S.117.
- (70) Wilhelm Brauneder, S.117.
- (71) Ernst C.Hellbling, S.346 ; ゲオルク・シュタットミュラー (丹後杏一 訳) 『ハプスブルク帝国史』、刀水書房、1989年、p.140.
- (72) Wilhelm Brauneder, S.117 ; Ernst C.Hellbling, S.346 ; Ludwig K. Adamovich, S.9 ; ハンス・コーン、p.186 ; 南塚信吾ほか、p.195.
- (73) 例えば、A.J.P.Taylor, p.59.
- (74) Wilhelm Brauneder, S.117 ; Ludwig K. Adamovich, S.8 ; ハンガリー「4月法令(1848年4月11日のハンガリー憲法)」の内容につき、Ernst C.Hellbling, S.353 ; さらに、A.J.P.Taylor, p.63 ; A.J.P.テイラー (倉田稔 訳) 『ハプスブルク帝国 1809-1918』、筑摩書房、1987年、pp.80-82,p.86 ; 南塚信吾ほか、p.196 ; マジャール人、チェコ人、イタリア人などの民族問題がこの時期において決定的な役割を演じたことに注目する必要がある。オーストリア=ハンガリー二重帝国へとつながり、帝国を崩壊に導いていくことになる。Robert Walter, Heiz Mayer, SS.10-11.
- (75) Wilhelm Brauneder, S.117 ; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.50 ; Ludwig K. Adamovich, S.9 ; Robert Walter, Heiz Mayer, S.9 ; Ernst C.Hellbling, S.348.
- (76) Hans Kelsen, S.1 ; Ernst C.Hellbling, S.348.
- (77) ピラースドルフ憲法は、国民の幅広い層にわたって激しい反対にあったと見る論者 (Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.50 ; Ludwig K. Adamovich, S.10 ; Robert Walter, Heiz Mayer, S.10) もいるが、ブラウネーダーは、ピラースドルフ憲法に対して好意的である。Wilhelm Brauneder, S.117 ; また、Robert Walter, Heiz Mayer, S.9も、少なくとも憲法草案審議の際には、ピラースドルフ憲法自身の欽定性や内容についての本格的な異議は無かったとしている。ただし、S.10 ; なお、ハンス・コーン、p.186 ; A.J.P.Taylor,p.62 ; A.J.P.テイラー (倉田稔 訳)、pp.84-85 ; パーバラ・ジェラヴィッチ (矢田俊隆 訳) 『近代オーストリアの歴史と文化』、山川出版社、1994年、p.38.
- (78) Wilhelm Brauneder, S.117 ; Hans Kelsen, S.2 ; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.49 ; Ludwig K. Adamovich, S.10 ; Robert Walter, Heiz Mayer, S.10 ; Ernst C.Hellbling, S.348. ただし、ケルゼン、ヘルプリンクによれば、第一次帝国議会選挙施行令の公布は、5月9日ではなく5月8日である。
- (79) Robert Walter, Heiz Mayer, S.10 ; Ernst C.Hellbling, S.349.
- (80) Ernst C.Hellbling, S.349.

国際研究論叢

- (81) 良知力、pp.119-120.
- (82) Wilhelm Brauner, S.117.
- (83) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.50 ; Ludwig K. Adamovich, S.10 ; Hans Kelsen, S.2 ; Robert Walter, Heiz Mayer, S.10 ; A.J.P.Taylor,p.62 ; バーバラ・ジェラヴィッチ、p.38 ; 良知力、p.120 ; 南塚信吾ほか、p.195 ; A.J.P.テイラー (倉田稔 訳)、p.85.
- (84) Hans Kelsen, S.2 ; 同旨として、Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.50 ; Ludwig K. Adamovich, S.10 ; Ernst C.Hellbling, S.349.
- (85) Wilhelm Brauner, S.126 ; Robert Walter, Heiz Mayer, S.10.
- (86) Wilhelm Brauner,, S.126.